

佐賀市都市再生協議会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づく立地適正化計画を策定し、今後の人口減少及び少子高齢化社会に対応した持続可能なまちづくりを推進するため、同法第117条第1項の規定に基づき、佐賀市都市再生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 立地適正化計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 立地適正化計画の評価に関すること。
- (3) その他立地適正化計画に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、市長が委嘱しその任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 協議会に会長を置くものとする。
- 3 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 4 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 5 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱し、任命する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議における協議のために必要があると認められるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、都市戦略部都市政策課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。